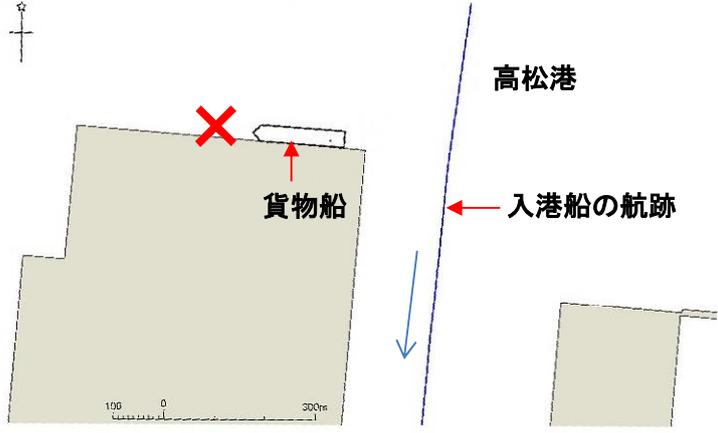


船舶事故調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和5年6月22日 10時27分ごろ
発生場所	香川県高松市高松港 高松港朝日町外防波堤北灯台から真方位109°630m付近 (概位 北緯34°21.9′ 東経134°04.1′)
事故の概要	作業船裕丸は、プロペラに絡索したオイルフェンスを取り除く作業中、転覆した。
事故調査の経過	令和5年7月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 裕丸、1.3トン
船舶番号、船舶所有者等	291-45145香川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 4、視界 良好 海象：波向 北北東、波高 約1.2m（乗組員の観測値）、潮汐 上げ潮の中央期 潮流 09時00分ごろ 西流 約1.0ノット（kn） 10時00分ごろ 西流 約0.6kn 10時30分ごろ 西流 約0.3kn
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、岸壁に左舷着けしていた貨物船の周囲へのオイルフェンスの展張作業に当たり、オイルフェンスを一旦回収しようとして主機を停止し、貨物船の右舷中央部に着けていた。</p> <p>船長は、潮流により本船の船首が西方へ圧流されて貨物船から離れたので、主機を後進運転に掛けたところ、オイルフェンスがプロペラに絡まったので、主機を停止して船首から錨を投入した。</p> <p>船長は、プロペラに絡まったオイルフェンスを除去しようと船尾部のプロペラ付近にある点検口を開け、ナイフを使用して同オイルフェンスの切断作業を開始した。</p> <p>船長は、本船の船首が東方を向いた状態となり、北北東方からの波を左舷側に受け、船縁を越えた海水が滞留して徐々に左舷側に傾斜していることに気付いていたが、すぐにオイルフェンスの切断作業を終えることができると思い、同切断作業を続けた。</p> <p>本船は、船首方を南進する入港船の引き波を左舷側から受けて大量の海水が船縁を越えて流入し、左舷側に傾斜して転覆し、船長が落水した。（図1参照）</p>

	 <p style="text-align: center;">図1 事故発生場所概略図</p> <p>船長は、本事故を目撃した者からの通報を受けた海上保安庁の巡視艇に救助され、また、本船は、業者により岸壁に引き揚げられた。</p> <p>船長は、本船には排水ポンプが装備されており、すぐにオイルフェンスの切断作業を終えることができると考えていたので、排水作業をしなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、錨泊してオイルフェンスの切断作業中、船長が、海水が滞留して左舷側に傾斜した状態で同切断作業を続けたことから、入港船の引き波を左舷側から受けた際、大量の海水が船縁を越えて流入し、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、左舷側に傾斜していることに気付いていたものの、すぐにオイルフェンスの切断作業を終えることができたことから、滞留した海水を排水しなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、錨泊してオイルフェンスの切断作業中、船長が、海水が滞留して左舷側に傾斜した状態で同切断作業を続けたため、入港船の引き波を左舷側から受けた際、大量の海水が船縁を越えて流入し、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、海水の流入等により船体が傾斜した場合、乾舷が小さくならないよう、滞留した海水を排水ポンプで排水する等、傾斜を解消すること。 ・ 小型船舶の船長は、港内においては、他船が近距離を航行することがあるので、引き波の影響を考慮すること。